

至誠館大学体育施設使用内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(体育施設)

第2条 この内規で体育施設とは、別表に掲げる施設をいう。

(管理運営)

第3条 体育施設は、学長が管理運営する。

(使用期間及び時間)

第4条 体育施設の使用時間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

(使用順位)

第5条 体育施設の使用順位は、原則として次の各号の順位とする。ただし、第2号から第5号に掲げる使用において、同一の日時に2件以上の使用申込みがあるときは、学務課において調整する。

- (1) 本学の授業、研究・実験活動及び本学主催の行事
- (2) 体育系サークル活動
- (3) 体育系以外の課外活動
- (4) 職員のスポーツ活動
- (5) その他学長が必要と認めて許可したスポーツ活動

(使用手続)

第6条 前条第2号から第5号の定めにより体育施設を使用しようとする者は、「体育施設使用願」を使用予定日の7日前までに提出し、その許可を受けなければならない。ただし、体育系サークルに対しては「サークル活動予定表」に代えられる。

2 体育系サークルが、前条第2号に定める活動を行うことを目的として、体育施設の使用許可を受けるときは、「サークル活動予定表」を提出するものとする。

(使用の特例)

第7条 学生又は職員は、体育施設の使用計画がなく、かつ、前条により体育施設使用の許可を受けた者がいないときは、学務課への届け出により、体育施設をスポーツ活動のために使用することができる。

(使用の中止)

第8条 体育施設の使用を許可された者が、使用を中止する場合は、速やかに学務課に届け出なければならない。

(使用許可の取消し又は使用停止)

第9条 体育施設の使用を許可された者が、次の各号の一に該当すると認

められるときは、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用願に虚偽の記載があったとき、又は虚偽の届け出によって体育施設を使用しようとしたとき。

(2) 体育施設の使用を許可された者又は体育施設の使用届け出をした者が、目的を変更して使用したとき。

(3) その他この内規及びこの内規に基づいて定めた事項に違反したとき。
(遵守事項)

第10条 使用者は、体育施設の使用に当たり、別に定める「至誠館大学体育施設使用心得」を遵守しなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 体育施設の使用を許可された者は、他の者に使用を許可された施設の一部又は全部を転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 体育施設使用者が、故意又は過失により、施設、設備又は器具等を滅失若しくは損傷したときは、その原状に復し、若しくは損害相当の費用を弁償しなければならない。

(部外者の使用)

第13条 本学以外の者の体育施設の使用については、別に定める。

(細則)

第14条 この内規に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年8月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成13年	4月	1日	(第1回改正)
	平成19年	4月	1日	(第2回改正)
	平成26年	4月	1日	(第3回改正)
	平成27年	4月	1日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)
	令和4年	8月	1日	(第6回改正)

別表

区 分	体 育 施 設	使 用 時 間
屋内体育施設	体 育 館 アリーナ トレーニング室 更衣室 シャワー室 柔道場	8時30分から22時まで
	弓 道 場 (射場・的場・看的所)	
屋外体育施設	グラウンド	8時30分から日没まで

至誠館大学体育施設使用心得

本学の体育施設の使用に当たっては、至誠館大学体育施設使用内規第10条の規定に基づき、次の遵守事項を定める。使用上の注意事項に反したときは、使用許可中であっても許可を取り消すことがある。

I 共通事項

- (1) あらかじめ使用許可を受けた条件及び使用時間を厳守すること。
- (2) 清潔、整理整頓に心がけ、かつ、節電及び節水に努めること。
- (3) 使用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 指定場所以外では、火気使用及び喫煙をしないこと。
- (5) 体育施設内に危険物等の持込みはしないこと。
- (6) 盗難に注意し、貴重品は各人が責任をもって管理すること。
- (7) 掲示・貼紙の必要があるときは、許可をうけること。
- (8) 使用許可以外の施設・備品・用具等を無断で移動し、使用しないこと。
- (9) 使用する施設・設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。
- (10) 許可を受けた使用責任者は、使用した施設を清掃し、整理整頓の後施錠を確認し、火気・電気等の安全を確認のうえ、消灯すること。
- (11) 施設の利用者が多数のときは、お互いに譲り合い、事故の発生に注意すること。
- (12) 火災及び重大な災害、傷害等の発生した場合は、直ちに学務課に連絡すること。火災発生の場合は、消防署に連絡すること。
- (13) その他、不明な点は学務課に連絡し、係員の指示に従うこと。

II 屋内体育施設

1 体育館

体育館の使用に当たっては、次の事項を厳守すること。

- (1) 体育館では、許可なく飲食、及び宿泊を禁止する。
- (2) 体育館内では、運動に適した服装になり、運動靴、その他指定する履物を使用すること。又、上履きと下履きを区別し、下履きは、下足箱に入れること。
- (3) 体育館を使用した後は、必ずモップ等により掃除をすること。

2 トレーニング室

トレーニング室を使用するに当たっては、次の事項を厳守すること。

- (1) 器具の使用に当たっては、教員（スポーツ健康福祉専攻担当）の指導を受けた後、使用すること。
- (2) ウェイトトレーニング器具の使用に当たっては、2人以上で使用すること。

3 更衣室、シャワー室

(共通事項)

- (1) 使用期日及び使用時間を厳守すること。
- (2) 火災に注意し、火気は使用しないこと。
- (3) 付属設備、備品の取扱いに注意し、汚損し、破損し、又は紛失した場合は、直ちに学務課に報告すること。
- (4) その他使用に当たっては、学務課の指示に従うこと。
- (5) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (6) 他に迷惑を及ぼす行為及び公序良俗に反する行為は厳に慎むこと。

(更衣室)

- (1) 使用を許可された施設を転貸しないこと。

(シャワー室)

シャワー室の使用に当たっては、前各項に掲げるもののほか、次の事項を厳守すること。

- (1) 急性疾患、慢性疾患、その他健康及び衛生上医師等から指示されている者は使用しないこと。
- (2) シャワー室の使用に当たっては、特に清潔及び清掃に留意すること。

4 弓道場

弓道場の使用に当たっては、次の事項を厳守すること。

- (1) 弓道場は、靴下・足袋の使用を認める。
- (2) 使用後は、必ず拭き掃除をすること。

III 屋外体育施設

1 グラウンド

グラウンドの使用に当たっては、共通事項に掲げるもののほか、次の事項を厳守すること。

- (1) グラウンド内では、運動靴、スパイクを使用すること。
- (2) グラウンド内での用具等の持ち運びは、設備等を破損させないように十分注意すること。